

身体的拘束適正化のための指針

1. 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、入所者及び利用者（以下、入所者等）の生活の自由を制限することであり、入所者等の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、入所者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し身体拘束をしないケアを実施することを目的とします。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

介護保険法では、当該入所者等または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者等の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

入所者等個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：入所者等本人または他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

当施設では、上記の3つの要件に照らし合わせながら最善のケアの提供を常に検討し、身体拘束を行わない施設運営に努めてまいります。

2. 身体的拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の禁止

当施設では、身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人、または他の入所者等の生命、または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、虐待防止・身体拘束廃止委員会を中心に十分検討を行い、「身体拘束ゼロへの手引き」に基づき、緊急やむを得ない場合の例外三原則に基づく場合のみ対応します。ただし、その期間も必要最低限のものとします。

- （確認点）
- ・ 本人又は家族への説明と同意
 - ・ 理由書及び経過記録の整備
 - ・ 早期の解除に向けての努力

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下について取り組みます。

- ① 入所者等主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で、入所者等の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 入所者等の思いをくみ取り、入所等の意向に添ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 入所者等の安全を確保する観点から、入所者等の自由(身体的・精神的)を安易に妨げる行為を禁止します。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、虐待防止・身体拘束禁止委員会において検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に順ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら入所者等に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

3. 身体拘束廃止に関する体制

(1) 虐待防止・身体拘束廃止委員会(以下「委員会」という。)の設置等

① 委員会の目的

- ・施設内での身体拘束に関する現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施させざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の方法等の検討
- ・身体拘束廃止に関する取り組み等の全職員への指導

② 委員会の設置

身体拘束に関する検討を実施するために「虐待防止・身体拘束廃止委員会」を設置(葉山清寿苑・逗子清寿苑)します。ただし、グループホーム(びやくしんの苑・葉山の里)については職員会議で検討します。

③ 委員会の構成

次に掲げる者で構成し、委員長については構成委員から選出します。

- ・施設長
- ・介護支援専門員
- ・生活相談員
- ・介護職
- ・看護職
- ・栄養士職

ただし、グループホームにおける構成委員は、所長、計画作成担当者、介護職及び看護職とします。

④ 委員会の開催

- ・3 か月に1 回以上開催
- ・その他、必要の都度開催

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わねばならない場合は、以下の基準と手続きにより実施又は解除します。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、虐待防止・身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による入所者等の心身の損害や拘束をしないリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、3要素である「切迫性・非代替性・一時性」の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に開催します。

(2) 入所者等本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族に対し、身体拘束の内容と今後の方向性、入所者等の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関し、その様子・心身の状況・やむを得ない理由などを記録する。

また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に開示できるようにします。

(4) 拘束の解除

(3)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

「介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的な行為(11箇条)」

- ① 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯、腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

5. 身体拘束を必要としないための各職種の役割

身体拘束を必要としないための取り組みとして、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たす役割に責任を持って対応します。

(委員長)

- ・身体拘束及び虐待防止・身体拘束廃止委員会の総括管理
- ・現場における諸課題の総括責任

(介護支援専門員・生活相談員、ただし、グループホームにおいては計画作成担当者)

- ・身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・医療機関、家族との連絡調整
- ・家族の意向に沿ったケアの確立
- ・施設のハード、ソフト面の改善
- ・記録の整備

(介護職)

- ・身体拘束がもたらす弊害とその弊害に対する正確な認識
- ・入所者等に対する尊厳への理解
- ・入所者等の疾病、障害等による行動特性への理解
- ・入所者等個々の心身の状態の把握と基本的ケアの実施
- ・入所者等との十分なコミュニケーション
- ・正確かつ詳細な記録

(看護職)

- ・医師との連携
- ・施設における医療行為の範囲の整備
- ・重度化する入所者等の状態視察
- ・記録の整備

(栄養士職)

- ・利用者の状態に応じた食事の工夫

※ただし、グループホームにおいては介護職の役割とします。

6. 身体拘束等の適正化のための職員教育・研修

入所者等に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行をはかるための職員教育を実施します。

- (1) 定期的な教育・研修(年2回)の実施
- (2) 新任職員に対する身体拘束廃止及び改善のための教育・研修の実施
- (3) その他、必要な教育・研修の実施

7. 身体拘束廃止に関する指針等の開示

次の方法により入所者等及び家族等を開示します。

- ① 各施設において掲示する。
- ② 社会福祉法人百鷗ホームページに掲載する。

(附則)

この指針は、平成20年7月1日より施行する。

平成30年11月1日改正

令和7年4月1日改正

